

熊本県公報

号外 第28号
令和2年(2020年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1
- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…………… (") 2

規 則

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 3
- 熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (") 43

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

1 法人事業税

電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る課税方式を見直すこととした。(第39条、第40条、第41条、第43条、附則第6条の3関係)

2 不動産取得税

(1) 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)

(2) 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)

(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第7条関係)

3 ゴルフ場利用税

国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のために行うゴルフ場の利用について非課税措置が講じられたことに伴い、その手続を定めることとした。(附則第8条の3関係)

4 その他規定の整理を行うこととした。(第31条の3、第38条、第66条の2、第69条、第100条の3、附則第9条、附則第19条関係)

5 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象要件となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定期限を延長することとした。(第4条の14関係)

2 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和6年3月31日までに延長することとした。(附則第2項関係)

3 元号改正に伴う規定の整理を行うこととした。(第4条の2、第4条の4、第4条の7、第4条の13、附則第2項関係)

4 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第31条の3第1項中「第4項」を「第5項」に、「に基づく」を「による」に、「あわせて」を「併せて」に、「第45条の2」を「第45条の2第1項から第5項まで」に改め、同条第2項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に、「前項の県民税

第4条の2第1号ア、第4条の4第1項第1号、第4条の7第1項第1号ア及び第4条の13第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。
第4条の14第1項第1号中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。
附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成34年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第29号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「及び臨時職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第2条第3項（同法第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により育児休業の承認を受けている職員、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業の承認を受けている職員並びに熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条の表6の項及び7の項の特別休暇の承認を受けている職員の代替職員を除く。）」を削る。

第1条の3中「、報告及び告発」を「及び処分」に改める。

第8条の見出し中「納付通知書及び催告書」を「納付通知書等」に改める。

第10条第2項中「条例附則第8条の2第2項、法第73条の27の2第2項、」を「第61条第2項若しくは附則第8条の2第2項若しくは第4項又は」に、「法第73条の27の4第2項」を「第73条の27の4第2項」に、「及び法」を「及び」に、「法第73条の27の6第2項、法附則第11条の4第2項」を「第73条の27の6第2項、附則第11条の4第2項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第11条中「特別徴収義務者」の次に「（保証人があるときは、当該保証人を含む。）」を加える。

第11条の8の2中「第32条の3」を「第32条の3第3項」に改める。

第11条の9の見出し中「保全差押金額決定通知書」を「保全差押金額決定通知書等」に改め、同条中「令第6条の12第1項に規定する」を「法第16条の4第2項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による」に改める。

第20条の5中「第59条第4項」を「第59条第5項」に改める。

第22条中「法第73条の27の2第1項又は条例第59条第1項から第3項まで、第63条第2項から第5項まで若しくは附則第8条の2第1項」を「条例第59条第1項（条例附則第8条において読み替えて適用する場合を含む。）から第3項まで、第61条第1項、第63条第2項から第5項まで若しくは附則第8条の2第1項若しくは第3項又は法第73条の27の3第1項若しくは附則第11条の4第1項」に改める。

第22条の5中「第67条の2」の次に「（条例附則第8条の3において準用する場合を含む。）」を加える。

第23条第3項中「ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級決定（変更）通知書」を「ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級決定・変更通知書」に改める。

附則第3項中「納付書（別記第68号様式）」を「熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第16条に規定する納入通知書」に改める。

別記第3号様式及び別記第3号の2様式を次のように改める。

別記第3号様式(第2条関係)

(表)

個人事業税納税通知書

様

税	率	所得分	納税者番号
	%	課 税 標 準 額	
	%		円
	%		円
年 税 額			円
区 分			
納 付 税 額			円
納 期 限			

右記を参照のうえ、納付書により納付してください。

熊 本 県 広 域 本 部 長 印

課税の理由などについて

- ・ 課税の理由 裏面をご覧ください。
- ・ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができません。
- なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。
- 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- ただし、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁判を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

(課税の理由)

個人事業税は、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準として、これらの事業を行う個人に課する税です。

あなたが税務官署に申告若しくは修正申告を行い、又は税務官署が更正若しくは決定を行ったあなたの前年分以前の所得について、地方税法第72条の2第3項及び第72条の50第1項又は第4項の規定並びに熊本県税条例第39条第2項の規定により、個人事業税を課税しました(地方税法第72条の49の12第1項ただし書の規定の適用を受ける医業、歯科医業等を行う個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人については、同法第72条の50第1項ただし書の規定により、調査によって所得を決定し、個人事業税を課税しました。)

なお、個人事業税の税率は、事業の種類に基づき熊本県税条例第41条第4項に定められています。

- ・ 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ・ 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

別記第3号の2様式(第2条関係)

個人事業税納税通知書
(口座振替用)

年 月 日

様

熊本県 広域本部長 印

次のとおり納付してください。

	所得分	納税者番号	
税 率	課 税 標 準 額		年 税 額
%	円		円
%	円		円
%	円		円
計	円		円
区 分			
納 付 税 額	円		円
納 期 限			
口座振替金融機関名			

この税金は、あなたが依頼された上記金融機関の預金口座から自動的に納付されますので預金残高をお確かめください。

1 課税の理由

個人事業税は、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準として、これらの事業を行う個人に課する税です。

あなたが税務官署に申告若しくは修正申告を行い、又は税務官署が更正若しくは決定を行ったあなたの前年分以前の所得について、地方税法 及び第72条の50第1項又は第4項の規定並びに第72条の2第3項熊本県税条例第39条第2項の規定により、個人事業税を課税しました(地方税法第72条の49の1第1項ただし書の規定の適用を受ける医療、歯科医療等を行う個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人については、同法第72条の50第1項ただし書の規定により、調査によって所得を決定し、個人事業税を課税しました。)

なお、個人事業税の税率は、事業の種類に基づき熊本県税条例第41条第4項に定められています。

2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

3 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状

を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

5 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号の3様式(表)中「下記の」を「次の」に、「うえ」を「上」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

※ 課税の理由などについて

- ・ 不動産取得税は、不動産の所有権の取得(売買、贈与、交換、家屋の建築等)に対し、その取得者に課する流通税です。あなたが、表面の物件所在地欄に記載の不動産の取得者と認められることから、地方税法第73条の2第1項から第7項まで、第11項又は第12項及び熊本県税条例第49条第1項から第6項まで、第9項若しくは第10項又は第49条の2の規定により、不動産取得税を課税しました。
- ・ なお、不動産取得税の税率は、熊本県税条例第53条に定められています。
- ・ 納期限までに納付されないうときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した金額に相当する延滞金額を切り捨てます)を乗じて計算しなればなりません。ただし、1000円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ・ 納期限までに納付されないうために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- ・ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができず。
- ・ ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- ・ なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができず。
- ・ 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができず。
- ・ ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- ・ なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができず。
- ・ (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ・ (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ・ (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ・ その他
 - (1) 住宅や住宅用の土地の取得に対しての課税については、一定の要件を満たしている場合、特例措置(税金が安くなること)の適用を受けることができません。
 - この特例措置の適用には、当該住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の納期限後60日を経過する日までに申告が必要ですが(ただし、既に特例適用申告書を提出されているときは、軽減後の税額を通知しています。)
 - (2) 贈与により、農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予を受けようとするときは、その取得の日の属する年の翌年の3月15日又は不動産取得税の納期限のいずれか早い日までに申請してください。

別記第3号の6様式(表)を次のように改める。

別記第3号の6様式(第2条関係)

(表)

鉾区税納税通知書

様

課税年度	課税年度	納税者番号	登録番号
課税区分	課税標準(アール)	税率(円)	年税額(円)
		月数	

納期限

右記を参照のうえ、上記のとおり納付してください。

年 月 日

熊本県県央広域本部長 印

課税の理由などについて

- 課税の理由
鉾区税は、鉾区に対し、その鉾業者に課する税です。あなたが、地方税法第181条及び熊本県条例第112条に規定する賦課期日(4月1日)現在の鉾区の鉾業者又は同日後に納税義務が発生した鉾業者と認められることから、地方税法第178条及び熊本県条例第110条の規定により記載のとおり課税しました。
なお、鉾区税の税率は、鉾業の目的等に基づき熊本県条例第111条に定められています。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であったとしても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。
- 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第6条関係)

税 更 訂 通 知 書				
納税者 住所又は所在地 氏名又は名称 様		第 年	月	号 日
熊本県 広域本部長 印 熊本県自動車税事務所長				
年度 税を下記のとおり更訂しましたので通知します。なお、税額は次の とおりとなりますので、未納の方は、至急広域本部(自動車税事務所)へ納付してください。				
記				
	当初決定額	更訂額	増減額	備考
課 税 標 準 額				
税 額				
上記のほか、延滞金がつきます。				
更 訂 の 理 由				

教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	---

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第13号の2様式から別記第14号の2様式までを次のように改める。

別記第13号の2様式(第7条関係)

県 民 税 利 子 割
 県 民 税 配 当 割 更正・決定通知書
 県民税株式等譲渡所得割

第 年 月 日

特別徴収義務者

様

熊本県県央広域本部長

印

地方税法第 条の の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

特別徴収義務者番号	納税者番号	実績年月	年 月	申告書提出期限	年 月 日
本 税	区 分	課税標準額(円)		税 額(円)	
	今回の更正(決定)額	①			
	前回までの確定額	②			
	差引額(① - ②)	③			
加 算 金	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	加算金計(円) ④	
申告(更正・決定)日	年 月 日				
指 定 納 期 限	年 月 日	納入(付)すべき合計額 (③+④)			
更正・決定の理由					
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入(付)してください。				
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号様式(第7条関係)

県たばこ税更正・決定通知書

第 号
年 月 日

納税義務者 様

熊本県県央広域本部長 印

地方税法第74条の20の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

納税者番号		指定納期限	年 月 日			
実績年月	内 訳					
本 税 (本) 税 額 (円)	区 分	更正額、更正額、決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足
		旧三級品以外	旧三級品	旧三級品以外	旧三級品	
	課税標準数量 ①					旧三級品以外
	課税免除本数 ②					旧三級品
	返還控除本数 ③					税 額 (円)
	差引 ①-②-③					⑨=⑦-⑧
	税 額 ④					
	課税免除税額 ⑤					
	返還控除金額 ⑥					
	差引 ④-⑤-⑥	(旧三級品以外+旧三級品)⑦		(旧三級品以外+旧三級品)⑧		
加算金	⑩ 過少申告加算金 (円)	⑪ 不申告加算金 (円)	⑫ 重加算金 (円)	納付すべき額 ⑨+⑩+⑪+⑫	(円)	
申告書提出期限	更正・決定の理由					
申告書提出日						
本 税 (本) 税 額 (円)	区 分	更正額、更正額、決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足
		旧三級品以外	旧三級品	旧三級品以外	旧三級品	
	課税標準数量 ①					旧三級品以外
	課税免除本数 ②					旧三級品
	返還控除本数 ③					税 額 (円)
	差引 ①-②-③					⑨=⑦-⑧
	税 額 ④					
	課税免除税額 ⑤					
	返還控除金額 ⑥					
	差引 ④-⑤-⑥	(旧三級品以外+旧三級品)⑦		(旧三級品以外+旧三級品)⑧		
加算金	⑩ 過少申告加算金 (円)	⑪ 不申告加算金 (円)	⑫ 重加算金 (円)	納付すべき額 ⑨+⑩+⑪+⑫	(円)	
申告書提出期限	更正・決定の理由					
申告書提出日						
納 付 すべき 合 計 額	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	計 (円)	
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納付書により納付してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付してください。					
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の2様式(第7条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

第 年 月 日 号

特別徴収義務者 様

熊本県県央広域本部長 印

地方税法第87条の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

指定納期限										
実年 續月	納税者番号				運営形態					
	ゴルフ場名称									
	ゴルフ場所在地									
本 税	期 間 上段:更正等分 下段:既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足	
			課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準 (人)	一般 (①-④)
		一般 軽減							軽減 (②-⑤)	
		一般 軽減							税額⑦=(③-⑥)	
	計	一般 軽減	① ②	/	③	④ ⑤	/	⑥	(円)	
加算金	⑧ 過少申告加算金 (円)		⑨ 不申告加算金 (円)		⑩ 重加算金 (円)		納入(付)すべき額 ⑦+⑧+⑨+⑩		(人)	
申告書提出期限										
申告書提出日	更正・決定の理由									
本 税	期 間 上段:更正等分 下段:既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足	
			課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準 (人)	一般 (①-④)
		一般 軽減							軽減 (②-⑤)	
		一般 軽減							税額⑦=(③-⑥)	
	計	一般 軽減	① ②	/	③	④ ⑤	/	⑥	(円)	
加算金	⑧ 過少申告加算金 (円)		⑨ 不申告加算金 (円)		⑩ 重加算金 (円)		納入(付)すべき額 ⑦+⑧+⑨+⑩		(人)	
申告書提出期限										
申告書提出日	更正・決定の理由									
納入(付) 合 計 額	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	合 計 (円)					
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、その日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入(付)してください。									
教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第14号の2の2様式(その1)を次のように改める。

別記第14号の2の2様式(その1)(第7条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

第 年 月 日

特別徴収義務者

様

熊本県県央広域本部長 印

地方税法第87条の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

指定納期限				運営形態						
実 績 年 月	納 税 者 番 号				運 営 形 態					
	ゴ ル フ 場 名 称				ゴ ル フ 場 所 在 地					
本 税	税率適用期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正・更正・決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足税額 (円) ⑨=⑦-⑧	
			課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)		
	日～日	一般	別紙明細書 のとおり		①	別紙明細書 のとおり		②		
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり		③	別紙明細書 のとおり		④	申告書提出期限	. .
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり		⑤	別紙明細書 のとおり		⑥	申告書提出日	. .
計			⑦			⑧			更正・決定の理由	
加算金	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)		重加算金(円)		納入(付)すべき額		(円)		
	⑩	⑪		⑫		⑨+⑩+⑪+⑫				

本 税	税率適用期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正・更正・決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足税額 (円) ⑨=⑦-⑧	
			課税標準(人)	税率(円)	税額(円)	課税標準(人)	税率(円)	税額(円)		
	日～日	一般	別紙明細書 のとおり		①	別紙明細書 のとおり		②		
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり		③	別紙明細書 のとおり		④	申告書提出期限	. .
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり		⑤	別紙明細書 のとおり		⑥	申告書提出日	. .
計			⑦			⑧			更正・決定の理由	
加算金	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)		重加算金(円)		納入(付)すべき額		(円)		
	⑩	⑪		⑫		⑨+⑩+⑪+⑫				

納 入 (付) 合 計 額	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	合 計 (円)

注 意

この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。
 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入(付)してください。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の2の3様式を次のように改める。

別記第14号の2の3様式(第7条関係)

軽油引取税更正・決定通知書

第 年 月 日

特別徴収義務(納税)者 様

熊本県 広域本部長 印

地方税法第144条の44の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

納税者番号	指定納期限					
実績年月(日) [区分]	内 訳					
本 税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(納付)の確定した額等		差引過不足額等	
	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①
納入・納付 加算金 ②	過少申告加算金(円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	納入(付)すべき額 (円)		
	③	④	①+②+③+④			
申告書提出期限	更正・決定		の理由			
申告書提出日						
本 税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(納付)の確定した額等		差引過不足額等	
	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①
納入・納付 加算金 ②	過少申告加算金(円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	納入(付)すべき額 (円)		
	③	④	①+②+③+④			
申告書提出期限	更正・決定		の理由			
申告書提出日						
本 税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(納付)の確定した額等		差引過不足額等	
	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①
納入・納付 加算金 ②	過少申告加算金(円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	納入(付)すべき額 (円)		
	③	④	①+②+③+④			
申告書提出期限	更正・決定		の理由			
申告書提出日						
納入(付)すべき合計額	納 入	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	計 (円)
	納 付					

注 意

この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。
 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年中における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入(付)してください。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第15号様式から別記第16号様式までを次のように改める。

別記第15号様式 (第8条関係)

納 付 納 入 通 知 書										
第二次納税義務者 保 証 人 様							第 号 年 月 日			
							熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長	印		
<p style="text-align: right;">納税者</p> あなたは、地方税法第11条第1項の規定により、次の理由により次の特別徴収義務者の保証人として同人の滞納金額のうち次の金額を納入しなければならぬことになりましたので、納入の期限までに納入してください。										
納 税 者 特別徴収義務者			住所又は所在地 氏名又は名称							
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	督促状発付年月日	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	
				円	法律による金額	円	法律による金額	
								
								
								
納税者 上記特別徴収義務者の滞納金額のうちあなたが納入すべき金額							納 付 納 入 の 期 限		納 付 納 入 場 所	
円							年 月 日			
理 由										

別記第15号の2様式(第8条関係)

第 号	納 付 納 入 催 告 書	
納 税 者 特 別 徴 収 義 務 者	住所又は 所 在 地	
	氏名又は 名 称	
納税者 上記特別徴収義務者に係る保証人と		円
納付 して納入すべき金額		
<p style="text-align: center;">納付 納付 年 月 日にあなたに納入通知(納入の期限: 年 月 日)をし た に係る滞納金額が未納となっています。</p> <p style="text-align: center;">納付 至急納入してください。</p> <p style="text-align: right;">催告書発付 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">第二次納税義務者 保 証 人 様</p> <p style="text-align: right;">熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 印</p>		
理 由		

教
示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第16号様式（第9条関係）

納 税 者 特別徴収義務者 様 熊 本 県 廣 域 本 部 長 熊 本 県 自 動 車 税 事 務 所 長 納 期 限 変 更 告 知 書 あなたの県税について、次の理由により納期限を繰り上げますから、指定の期日までに納付してください。	第 号 年 月 日 印
--	---------------------------

年 度	税 目	期 別	税 額	摘 要
変更後の納期限			年 月 日	

理 由	
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第16号の3様式及び別記第16号の4様式を次のように改める。

別記第16号の3様式 (第9条の2関係)

県たばこ税 強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書					
納税者 特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称					第 年 月 日 号 日
様 熊本県 広域本部長 印					
製造たばこ 次の軽油 が強制換価された場合には、滞納金額を徴収するため、地方税法第13 条の3第1項の規定により、その代金のうちから、次の軽油引取税を徴収します。					
特別徴収義務者 納 税 者		住所又は 所 在 地 氏名又は 名 称			
軽油 強制換価 製造たばこ 及び税額	製造たばこ等の名称	性 質	数 量	税 率	税 額 円
理由					
執 行 機 関 名					
差 押 年 月 日					
又 は 事 件 名					

教	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。</p>
示	<p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(注)この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第16号の4様式 (第9条の3関係)

徴 収 通 知 書										
質 権 者 抵 当 権 者 様										第 年 月 日 号
熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長										印
地方税法第14条の16第1項の規定により、次の担保財産の強制換価手続においてあなたが配当を受けるべき金額のうちから、次の滞納金額を徴収しますので、同条第4項の規定により通知します。										
納 税 者 特別徴収義務者			住所又は 所在地							
			氏名又は 名称							
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	督促状発 付年月日	税額	延滞金額	加算 金額	滞納処分 費	備 考
				円	法律によ る金額	円	法律によ る金額	
								
								
								
徴収金額	(「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額)									
円										
担保財産 〔 名称、数量、性質 及び所在 〕										
理由										

教	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p>
示	<p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(注)この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第16号の7様式を次のように改める。

別記第16号の7様式(第9条の6関係)

(表)

譲渡担保権者に対する告知書										
譲渡担保権者 様										第 年 月 日
納 税 者 熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長										印
次の特別徴収義務者の滞納金額を徴収するため、次の理由により、次の譲渡担保財産から次の金額を徴収します。										
納 税 者 特別徴収義務者				住所又は 所在地						
				氏名又は 名称						
滞 納 金 額	年度	期別	税目	納期限	督促状発 付年月日	税額	延滞金額	加算 金額	滞納処分 費	備 考
				・ ・	・ ・	円	法律によ る金額	円	法律によ る金額	
				・ ・	・ ・					
				・ ・	・ ・					
納 税 者 上記特別徴収義務者の滞納金額のうち地方税法第14条の 18第1項の規定により徴収しようとする金額								円		
譲 渡 担 保 財 産 〔名称、数量、〕 〔性質及び所在〕										
理 由										
備 考										

(裏)

教	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p>
示	<p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(注)この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第17号の2様式を次のように改める。

別記第17号の2様式(第10条関係)

(表)

猶 予 承認 徴収の猶予期間の延長 一部承認 通知書 不承認										
住所又は所在地 氏名又は名称							第 年	月	号 日	
様							熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 印			
年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予期間の延長については、次の理由により承認する 第1項 承認しない 承認する 承認しない										
こととしましたので、地方税法第15条の2の2第2項(同法第72条の38の2第12項において準用する場 納付 合を含む。)の規定により通知します。(つきましては、次の徴収金を直ちに納入してください。)										
徴収金(対象税目等)	年 度 事業年度	期 別	税 目	納 期 限 既猶予期間	徴 収 金 額 の 金 額	徴収の猶予 をする金額 既猶予額	延滞金額 既猶予額	加算金額 既猶予額	滞 納 処 分 費 既 猶 予 額	
				~	円	円	円	円	円	
				~						
				~						
				~						
	合計					円	円	円	円	円
徴収の猶予の期間等	徴 収 の 猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで							
	納 入 期 限 等	納付 納入期限	納付 納入額	備 考	納付 納入期限	納付 納入額	備 考			
		1		円	2		円			
		3		円	4		円			
		5		円	6		円			
		7		円	8		円			
		9		円	10		円			
		11		円	12		円			
一部承認する 承認しない理由										
備 考										

(裏)

教	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p>
示	<p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。また、全部承認の場合は、教示を抹消すること。

別記第18号様式中「下記」を「次」に改め、「決定しましたので」の次に「、熊本県税条例施行規則第10条第2項の規定により」を加え、「根拠法令等」を「賦課決定等の理由」に、「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出してください」を「提出することができます」に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第19号様式及び別記第19号の2様式を次のように改める。

別記第19号様式(その2) (第11条関係)

徴収の猶予取消通知書									
保証人 住所又は所在地 氏名又は名称							第 年 月 日		
							熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 印		
年 月 日付けであなたが担保提供又は連帯して納税保証され、次の納税者特別徴収義務者に対し承認した徴収の猶予については、次の理由により取り消しましたので通知します。									
納税者 特別徴収義務者		住所又は所在地							
		氏名又は名称							
徴 収 金 (対 象 税 目 等)	年 度 事業年度	期別	税 目	納 期 限 徴収の猶予期間	徴 収 金 額 の 金 額	猶予税額	猶予延滞金額	猶予加算金額	猶予滞納 処 分 費
				~	円	円	円	円	円
				~					
				~					
				~					
				~					
				~					
	合 計					円	円	円	円
当初猶予額		納付 納入済額		取消し額		摘要			
取り消した理由									
備 考									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第19号の2様式(第11条の2関係)

納 税 者 特別徴収義務者 様 猶 子 換価の猶子期間の延長通知書 猶 子 あなたの現状に鑑み、次の滞納金額について換価の猶子期間の延長を行いましたので、地方税法第15条の5の2第3項において 準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。つきましては、次の納付 納付 計画を確実に実行し、新たに県税を滞納しないようにしてください。	第 号 年 月 日 印								
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	徴 収 金 額 の 金 額	換 価 の 猶 子 を する 金 額	延滞金		
					円	円	円	円	
			合 計		円	円	円	円	
納 納 入 付 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額			
		円		円		円			
換 価 の 猶 子 期 間		年 月 日から 年 月 日まで							
差 押 の 内 容 担 保 物 件									
猶 子 換価の猶子期間の延長 理由									

教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	---

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第19号の2の2様式中「取り消します」を「取り消しましたので、^第地方税法^第15条の5の3第2項の規定において 準用する同法第15条の3第3項の規^第15条の6の3第2項の規定において読み替えて

定により通知します」に、「納付(納入)してください」を「^{納付}納入してください」に、

「納付(納入)済額」を「^{納付}納入済額」に、「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出してください」を「提出することができます」に改める。

別記第19号の2の4様式を次のように改める。

別記第19号の2の4様式(第11条の3の3関係)

納 税 者 特別徴収義務者 様	第 年	月	号 日							
熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長	印									
猶 予 承認 換価の猶予期間の延長 不承認通知書 猶 予 承認する 年 月 日付けで申請のあった換価の猶予期間の延長については、次のとおり承認しないこととしましたので、地方 税法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2の規定により通知します。(つきましては、次の滞 納付 納金額を直ちに納入してください。)										
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限		徴収金の金額	換価の猶予を 受けようとする 金額	延滞金		
				督促状発付年月日						
						円	円	円	円	
合 計						円	円	円	円	
換価の猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで								
納 入 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額				
		円		円		円				
承認しない理由										
差押の内容										
担保物件										

教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	---

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第19号の4様式中「停止しましたが、」の次に「次の理由により」を加え、「次の県税」を「次の執行停止取消額」に、「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出してください」を「提出することができます」に改める。

別記第19号の5様式から別記第19号の7様式までを次のように改める。

別記第19号の5様式 (第11条の7関係)

保 全 担 保 提 供 命 令 書		
<p>納 税 者 特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称</p>	<p>第 年 月 日</p>	
<p>熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長 印</p>		
<p>あなたは、税を滞納しており、今後あなたに課すべき税について、その徴収を確保することができないと認められることから、地方税法第16条の3第1項の規定により次のとおり担保の提供を命じます。</p>		
担 保 の 内 容	担保される 県の徴収金	年 月 日以後に課される 税
	担保される金額	円
	担保の 種 類	(上記金額を担保にするに足るものを提供してください。なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。)
担保の提供期限		年 月 日 限
備 考	<p>1 担保される金額の算出根拠は次のとおりです。</p> <p>2</p>	
理 由		
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第19号の6の2様式 (第11条の8の2関係)

担 保 提 供 命 令 書	
住所又は所在地 氏名又は名称	第 年 月 日 号 日 様 熊本県 広域本部長 印
地方税法第72条の39の4第1項の規定による徴収猶予を行うため、地方税法施行令第32条の3第3項において準用する同令第6条の11第1項の規定により次のとおり担保の提供を命じます。 なお、担保は、別紙担保提供書によって提供期限までに提供してください。	
区 分	事 項
担 保 さ れ る 税 目	法人事業税 (年 月 日徴収猶予申請分)
担 保 さ れ る 金 額	円
担 保 の 種 類	地方税法第16条第1項各号に掲げるもの(第三者の所有するものであっても差し支えありません。)
担 保 の 提 供 期 限	年 月 日
備 考	
理 由	
教 示	<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。 2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第19号の7様式(第11条の9関係)

保 全 差 押 繰上保全差押金額決定通知書			
			第 年 月 日 号
納 税 者 特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称		様	印
		熊本県 広域本部長 熊本県自動車税事務所長	
保 全 差 押 次のとおり繰上保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項 (同条第12項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。			
繰上 保全 差押 金額	年 度	税 目	金 額
			円
			円
			円
			円
理 由			
備 考			
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第26号の3様式中「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出してください」を「提出することができます」に改める。

別記第27号様式中「から、下の記載事項を参照のうえ、納税通知書又は納付（納入）書により至急納付（納入）してください」を「ので、次の記載事項を参照の上、納税通知書又は納付書若しくは納入書により至急納めてください」に、「納付の」を「納付又は納入の」に、「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出してください」を「提出することができます」に改める。

別記第28号の8様式中「第19条の3の8第2項」を「第19条の3の8第3項」に改める。

別記第29号の4の2様式(表)中「20」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

(記載上の注意事項)

- 1 この届出書は、営業所等の新設、異動及び廃止並びに利子等の種別及び納入方法の変更があった場合に、県央広域本部長に提出してください。
- 2 記入方法

	記 入 欄	記 入 方 法		
1	届出事由	該当番号に○印を付けてください。		
2	新設等年月日	利子等の種別の変更の場合は、納入開始年月日を記入してください。		
3	異動事由	営業所等の所在地、名称等が変更の場合にのみ、その事由を記入してください。		
4	営業所等	営業所等の所在地及び名称を記入してください。		
5	特別徴収義務者番号	金融機関については、金融機関共同コード(金融機関コード4桁、店舗コード3桁)を記入し、その他の特別徴収義務者は記入しないでください。		
6	利子割の納入方法	<p>納入方法別に本店又はその営業所等で取り扱う利子等の種別を次のいずれかより選択し、該当番号に○印を付け、一括納入する場合は当該一括納入する本店又は営業所等の所在地、名称及び特別徴収義務者番号を記入してください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1 特定公社債以外の公社債の利子 2 銀行預金利子 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 4 勤務先預金等の利子 5 合同運用信託の収益の分配 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 7 郵便貯金利子 8 国外一般公社債等の利子等 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1 0 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 1 1 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの 1 2 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 1 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 1 4 定期積金の給付補填金 1 5 掛金の給付補填金 1 6 抵当証券の利息 1 7 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 1 8 外貨建預貯金等の為替差益 1 9 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益 </td> </tr> </table>	1 特定公社債以外の公社債の利子 2 銀行預金利子 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 4 勤務先預金等の利子 5 合同運用信託の収益の分配 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 7 郵便貯金利子 8 国外一般公社債等の利子等 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	1 0 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 1 1 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの 1 2 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 1 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 1 4 定期積金の給付補填金 1 5 掛金の給付補填金 1 6 抵当証券の利息 1 7 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 1 8 外貨建預貯金等の為替差益 1 9 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
1 特定公社債以外の公社債の利子 2 銀行預金利子 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 4 勤務先預金等の利子 5 合同運用信託の収益の分配 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 7 郵便貯金利子 8 国外一般公社債等の利子等 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	1 0 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 1 1 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの 1 2 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 1 3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 1 4 定期積金の給付補填金 1 5 掛金の給付補填金 1 6 抵当証券の利息 1 7 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 1 8 外貨建預貯金等の為替差益 1 9 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益			

- 3 利子割の納入方法には、(1)その営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方法、(2)本店又はいずれかの営業所等で一括して納入する方法、(3)(1)及び(2)を併用する方法があります。

別記第11号様式(第10条関係)

産業廃棄物税更正・決定通知書

第 年 月 日

様

熊本県 広域本部長 印

地方税法第733条の16の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納付書により納付してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年中における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付してください。

記

納税者番号	◆		指定納期限				
最終処分場	所在地 名称						
実績期別 [区分]	内 訳						
・ から ・ まで []	申告書提出期限	. . .		申告書提出日	. . .		
	本 税	再更正・更正・決定額		納入 既に納付の確定した額		差引過不足額	
		課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)①
	加 算 金	区 分	率(%)	決 定 額 ②		更正・決 定の理由	
		過少申告加算金		, ,			
		不申告加算金		, ,		納入 納付すべき額計	, ,
		重 加 算 金		, ,		①+②	
	・ から ・ まで []	申告書提出期限	. . .		申告書提出日	. . .	
		本 税	再更正・更正・決定額		納入 既に納付の確定した額		差引過不足額
			課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)
加 算 金		区 分	率(%)	決 定 額 ②		更正・決 定の理由	
		過少申告加算金		, ,			
		不申告加算金		, ,		納入 納付すべき額計	, ,
		重 加 算 金		, ,		①+②	
教 示		<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。